

特記仕様書記載例

(参 考) 特記仕様書記載例

1. リサイクル計画の作成
 - (1) 建設副産物の処理
 - (2) リサイクル計画書の作成 (設計業務委託)
 - (3) 施工計画書へのリサイクル計画の記載事項
 - (4) 施工計画書の添付書類
 - (5) 建設リサイクル法に係る手続き
 - (6) 有害物質のチェック
 - (7) 東京都建設グリーン調達制度に係る手続き
2. 建設発生土の再利用
 - (1) 現場内利用の場合 (現場外に仮置きする場合)
 - (2) 工事間利用の場合
 - (3) 指定処分(A) (東京都建設発生土再利用センターの場合)
 - (4) 指定処分(A) (青梅建設発生土再利用事業所の場合)
 - (5) 指定処分(A) (㈱建設資源広域利用センター (UCR) 事業地の場合)
 - (6) 指定処分(A) (中防内側受入基地の場合)
 - (7) 指定処分(A) (新海面処分場の場合)
 - (8) 指定処分(A) (新海面処分場の場合 (一般会計工事の場合))
 - (9) 指定処分(A) (海面処分場の場合)
 - (10) 指定処分(B) (民間受入地: 一般工事用の場合)
 - (11) 指定処分(C) (民間受入地: 単価契約工事等用の場合)
 - (12) 建設発生土搬出のお知らせの提出
 - (13) 汚染土壌の処理
 - (14) 異物混入の防止
3. 改良土等の利用
 - (1) 「東京都建設発生土再利用センター」の改良土を使用する場合
 - (2) 「東京都建設発生土再利用センター」の普通土を使用する場合
 - (3) 「青梅建設発生土再利用事業所」の改良土を使用する場合
 - (4) 「民間の土質改良プラント」で製造された改良土を使用する場合
4. 建設廃棄物の処理
 - (1) 工事情報の登録等
 - (2) 再資源化施設の選定
 - (3) クレオソート油等を含む建設発生木材の処理
5. 建設泥土の再利用
東京都建設泥土リサイクル指針による
6. リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認
 - (1) リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認
 - (2) マニフェスト等の提示
7. 緑のリサイクル
 - (1) 公共施設植栽樹木等 (現場内利用する場合)
 - (2) 公共施設植栽樹木、街路樹等 (産業廃棄物として再資源化施設に搬出する場合)
 - (3) 公共施設植栽樹木、街路樹等
(一般廃棄物として熱回収や熱供給している清掃工場に搬出する場合)
 - (4) 公共施設植栽樹木、街路樹等 (一般廃棄物として再資源化施設に搬出する場合)
 - (5) 伐採材、伐根材 (山林などから発生し、前記 (1) ~ (4) になじまないもの)

1. リサイクル計画の作成

(1) 建設副産物の処理

請負者は、建設副産物の処理に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、発生抑制、再使用・再生利用及び適正処理に努める。

(2) リサイクル計画書の作成（設計業務委託）

受託者は、本設計業務委託の実施に当たっては、建設副産物の発生抑制、再使用・再生利用及び適正処理について十分に検討し、その結果を「リサイクル計画書」（基本（予備）設計段階、詳細（実施）設計段階、解体工事用）のいずれかに取りまとめ、再生資源利用（促進）計画書を添付して報告書に含めて提出する。

なお、再生資源利用（促進）計画書は、国土交通省のホームページに掲載されている「建設リサイクルデータ統合システム」(C R E D A S^{クレダス})をダウンロードするなどして作成することができる。

国土交通省HP <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/refrm.htm>

(3) 施工計画書へのリサイクル計画の記載事項

請負者は、工事を実施するに当たり計画的かつ効率的にリサイクルを実施するため、リサイクル計画を作成し、施工計画書に含めて監督員に提出する。

なお、施工計画書には以下の事項の他、必要な事項について記載する。

ア 工事概要等

工事件名、工事場所、現場代理人名、監理技術者名又は主任技術者名、廃棄物管理責任者名、工期、工事概要等を記載する。

イ 建設副産物の種類、リサイクルの方法等

建設副産物の種類、発生予測量、現場内利用量、減量化量、売却量、工事間利用量、中間処理量（現場外搬出量）、最終処分量（直接最終処分する場合に限る。）、処理期間、保管方法、収集運搬方法、処分方法、発生土受入地、処分先、運搬経路、その他を記載する。

ウ 建設副産物等の運搬・処理業者

運搬・処理業者名、許可番号、許可の種類、許可品目、許可の期限、処理能力、最大保管量、会社及び施設所在地等を記載する。

エ 現場での分別

工事現場における建設副産物等の分別はもとより、現場事務所や作業員宿舍等における紙、生ゴミ、カンビン類、その他の一般廃棄物の分別の方法、また、材料の梱包材、切れ端、金属類等についての分別収集方法等を記載する。

オ 解体工事計画

建築物の解体工事の場合は、解体業者名（建設業者名）、技術管理者氏名（主任技術者又は監理技術者氏名）、分別解体等の手順、建設資材廃棄物の分別方法、発生する建設資材廃棄物の種類・数量、建設資材廃棄物の再資源化等の方法などを記載する。

カ 工事記録写真撮影計画

建設副産物の処理状況を記録するため、以下の状況についての撮影計画を記載する。なお、発注部局が定める工事記録写真撮影計画書へ記載してもよい。

- (ア) 積込状況、運搬状況（工事現場出発時）、産業廃棄物運搬車両表示状況、現場内利用状況、工事間利用状況、ストックヤードの状況、受入地の状況、再資源化施設の状況、最終処分場の状況（直接最終処分する場合に限る。）、現場内での分別状況、再生資源の利用状況等の撮影について記載する。なお、解体工事の場合は、分別解体等の状況、分別された建設資材廃棄物の状況、建設資材廃棄物の運搬状況、再資源化施設への搬入状況等を撮影する。
- (イ) 運搬状況（工事現場出発時）の撮影に当たっては、積込状況、土質、運搬車両のナンバープレート等を入れて撮影する。
- (ウ) 現場内利用や工事間利用状況の撮影に当たっては、工事箇所が特定できるよう周辺背景を入れて撮影する。
- (エ) 再資源化施設の状況や直接最終処分する場合における最終処分状況の撮影に当たっては、施設名称看板等を入れて撮影する。

（４）施工計画書の添付書類

請負者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき以下の関係書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、施工計画書に添付して提出する。

ア 再生資源利用計画書

請負者は「建設副産物情報交換システム」（以下「COBRIS」という。）に搭載されている「建設リサイクル統合データシステム」（以下「CREDAS」という。）により作成する。

- (ア) 土砂を搬入する工事
- (イ) 砕石を搬入する工事
- (ウ) 加熱アスファルト混合物を搬入する工事

イ 再生資源利用促進計画書（建設廃棄物処理計画書を兼ねる）

請負者は COBRIS に搭載されている CREDAS に必要なデータを入力して作成する。

なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。

- (ア) 建設発生土を搬出する工事
- (イ) コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事
- (ウ) 金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出する工事

ウ 搬入予定民間受入地届（※民間受入地に搬出予定のものに限る。）

エ 建設発生土搬出のお知らせ

オ 建設発生土に係る許可証の写し（※民間受入地に搬出予定のものに限る。）

カ 産業廃棄物に係る許可証の写し

- (※ただし、中間処理後に最終処分又はセメント等の建設資材の原料としての再利用を行う場合は、中間処理業者の取引先の収集運搬業者及び最終処分業者又はセメント工場等の建設資材製造施設の許可証の写しも含める。)

キ 廃棄物処理委託契約書の写し

(※ただし、中間処理後に最終処分又はセメント等の建設資材の原料としての再利用を行う場合は、中間処理業者が取引先の収集運搬業者及び最終処分業者又はセメント工場等建設資材製造施設と締結している契約書の写しを併せて添付する。)

ク 運搬ルート図

ケ 使用するマニフェストの様式

(※工事で使用するマニフェストの様式、電子マニフェストの場合は手続き方法等)

(5) 建設リサイクル法に係る手続き

請負者は、本工事の施工に当たっては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)、「東京都における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」及び「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、必要な事務手続き、特定建設資材の分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行う。

また、落札者等及び請負者の手続きに係る書類様式等については、建設リサイクル法に関する工事実施要領等による。

(6) 有害物質のチェック

請負者は、本工事の施工に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、工事着手前に有害物質等の有無のチェックを行い、その結果を「有害物質チェックリスト」に記載し、監督員に提出する。

(7) 東京都建設グリーン調達制度に係る手続き

本工事で使用する資材については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)(グリーン購入法)に基づき、「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」に定められた環境物品等の利用に努める。

本工事で使用する〇〇については、〇〇〇〇で製造された〇〇を使用する。

ア 受取先：〇〇〇〇

東京都〇〇区〇〇地内

イ 使用量：〇〇〇m³

なお、利用手続きについては、〇〇利用要領及び監督員の指示による。

また、請負者は「環境物品等使用状況報告書」を2部作成し、1部を監督員に提出。1部を自ら保管する。

2. 建設発生土の再利用

(1) 現場内利用の場合（現場外に仮置きする場合）

本工事から発生する建設発生土については、現場内利用を行うものとし、以下のとおり、現場外に仮置き場を設け、時期調整を行う。

ア 仮置場所：現場外の場合、仮置場所の所在地、借地の有無等について記載する。

イ 土 質：ローム、シルト、砂質土、レキ質土等

ウ 土 量：〇〇〇m³（地山換算数量）

エ 仮置条件：昼夜間の別、大型車規制、伝票の使用等

なお、請負者は仮置きを行う場合は、周辺環境に配慮し必要な措置を講じる。

(2) 工事間利用の場合

本工事から発生する建設発生土については、工事間利用を行うものとし、以下の工事に搬出する。

ア 搬出先：相手工事の名称、工事場所

イ 土 質：ローム、シルト、砂質土、レキ質土等

ウ 土 量：〇〇〇m³（地山換算数量）

エ 土質条件：搬出に先立ち、土壤汚染対策法施行規則に従った土質試験を搬出前に実施し、その結果を上記工事の発注部局に通知する。

なお、建設発生土は、コンクリート塊等の異物と完全に分別し、これらの異物を混入させないこと。

オ 搬出条件：昼夜間の別、大型車規制、伝票の使用等

搬出手続き等は監督員の指示による。なお、請負者は工事間利用を円滑に行うため、相手工事の請負者と綿密に協議をする。

(3) 指定処分(A)（東京都建設発生土再利用センターの場合）

本工事から発生する建設発生土については、「東京都建設発生土再利用センター」に搬出する。

ア 搬出先：「東京都建設発生土再利用センター」

東京都江東区青海二丁目地先 中央防波堤内側地内

イ 土 質：ローム、シルト、砂質土等

ウ 土 量：〇〇〇m³（地山換算数量）

エ 土質試験、試験項目：搬出量が 500 m³以上等の場合、定められた土質試験を搬出前に実施し、その結果を再利用センターに通知するものとする。なお、建設発生土は、コンクリート塊等の異物と完全に分別し、これらの異物を混入させないこと。また、路盤材は、土砂等と完全に分別し、土砂等の異物を混入させないこと。詳細は「東京都建設発生土再利用センター利用要領」による。

オ 搬出条件：「東京都建設発生土再利用センター利用要領」による。

なお、搬出手続き等は監督員の指示による。

(4) 指定処分(A) (青梅建設発生土再利用事業所の場合)

本工事から発生する建設発生土については、「青梅建設発生土再利用事業所」に搬出する。

ア 搬出先：「青梅建設発生土再利用事業所」

東京都青梅市駒木町 2-1320 吉野鉦山内

イ 土 質：ローム、シルト、砂質土等

ウ 土 量：〇〇〇m³ (地山換算数量)

エ 土質試験、試験項目：搬出量が 500 m³以上等の場合、定められた土質試験を搬出前に実施し、その結果を青梅事業所に通知するものとする。なお、建設発生土は、コンクリート塊等の異物と完全に分別し、これらの異物を混入させないこと。詳細は「青梅建設発生土再利用事業所利用要領」による。

オ 搬出条件：「青梅建設発生土再利用事業所利用要領」による。

なお、搬出手続き等は監督員の指示による。

(5) 指定処分(A) (㈱建設資源広域利用センター (UCR) 事業地の場合)

本工事から発生する建設発生土については、「㈱建設資源広域利用センター事業地」に搬出する。

ア 搬出先：UCR事業地〇〇地区 (東京都〇〇市〇〇地先)

イ 土 質：ローム、シルト、砂質土等

ウ 土 量：〇〇〇m³ (地山換算数量)

エ 土質試験、試験項目：搬出量に係らず、定められた土質試験を搬出前に実施し、その結果をUCRに通知するものとする。

なお、建設発生土は、コンクリート塊等の異物と完全に分別し、これらの異物を混入させないこと。

詳細は「UCR受入地利用案内」による。

オ 搬出条件：「UCR受入地利用案内」による。

なお、搬出手続き等は監督員の指示による。

(6) 指定処分(A) (中防内側受入基地の場合)

本工事から発生する建設発生土については、東京港埠頭㈱の「中防内側受入基地」に搬出する。

ア 搬出先：「中防内側受入基地」東京都江東区青海二丁目地先

イ 土 質：ローム、シルト、砂質土、レキ質土等

ウ 土 量：〇〇〇m³ (地山換算数量)

エ 土質試験、試験項目：搬出量が 500 m³以上等の場合、定められた土質試験を搬出前に実施し、その結果を東京港埠頭㈱に通知するものとする。なお、建設発生土は、コンクリート塊等の異物と完全に分別し、これらの異物を混入させないこと。詳細は東京港埠頭㈱の「中防内側受入基地への建設発生土受入要領」による。

オ 搬出条件：東京港埠頭㈱の「中防内側受入基地への建設発生土受入要領」による。
なお、搬出手続き等は監督員の指示による。

(7) 指定処分(A) (新海面処分場の場合)

本工事から発生する建設発生土については、東京港埠頭㈱の「新海面処分場」に搬出する。

ア 搬出先：新海面処分場

イ 土 質：ローム、シルト、砂質土、レキ質土等具体的に記入

ウ 土 量：〇〇〇m³ (地山換算数量)

エ 土質試験、試験項目：搬出量が 500 m³以上等の場合、定められた土質試験を搬出前に実施し、その結果を東京港埠頭㈱に通知するものとする。なお、建設発生土は、コンクリート塊等の異物と完全に分別し、これらの異物を混入させないこと。詳細は、東京港埠頭㈱の「新海面埋立地及び中央防波堤外側埋立地（その1地区）への建設発生土受入要領」による。

オ 搬出条件：東京港埠頭㈱の「新海面埋立地及び中央防波堤外側埋立地（その1地区）への建設発生土受入要領」による。

その他、搬出手続き等は監督員の指示による。

(8) 指定処分(A) (新海面処分場の場合 (一般会計工事の場合))

本工事から発生する建設発生土については、東京港埠頭㈱の「新海面処分場」に搬出する。

ア 搬出先：新海面処分場

イ 土 質：ローム、シルト、砂質土、レキ質土等具体的に記入

ウ 土 量：〇〇〇m³ (地山換算数量)

エ 土質試験、試験項目：搬出量が 500 m³以上等の場合、定められた土質試験を搬出前に実施し、その結果を東京港埠頭㈱に通知するものとする。なお、建設発生土は、コンクリート塊等の異物と完全に分別し、これらの異物を混入させないこと。

詳細は、東京港埠頭㈱の「新海面埋立地及び中央防波堤外側埋立地（その1地区）への建設発生土受入要領」による。

オ 搬出条件：東京港埠頭㈱の「新海面埋立地及び中央防波堤外側埋立地（その1地区）への建設発生土受入要領」による。

その他、搬出手続き等は監督員の指示による。

なお、本工事は東京都の一般会計による工事のため、利用にあたっては、東京港埠頭㈱の「新海面埋立地及び中央防波堤外側埋立地（その1地区）への建設発生土受入要領」により、同公社発行の「一般会計による工事証明書」を提出する。

(9) 指定処分(A) (海面処分場の場合)

本工事から発生する建設発生土 (又は建設泥土の改良土) については、東京都環境局の「海面処分場」に搬出する。

ア 搬出先：海面処分場 (中央防波堤外側廃棄物処分場及び新海面処分場)

イ 土 質：改良土の土質 (ローム、シルト、砂質土、レキ質土等の元の土質及び改良方法等を具体的に記入)

ウ 土 量：〇〇〇m³ (地山換算数量)

エ 土質試験、試験項目：搬出量にかかわらず、定められた土質試験を搬出前に実施し、その結果を東京都環境局に通知するものとする。

その他、搬出手続き等は監督員の指示による。

(10) 指定処分 (B) (民間受入地：一般工事用の場合)

本工事から発生する建設発生土については、指定処分 (B) として民間受入地において有効利用するものとし、以下により搬出する。

ア 関係法令又は区市町村の条例等で必要な許可等を受け、日常の管理も許可条件を遵守して行われている民間受入地に搬出すること。

また、以下の要件を満たすこと。

- ・建設資材等として有効利用するものであること。
- ・客観的に見て妥当な跡地利用計画があること。
- ・里山や谷戸等の自然環境を破壊するものでないこと。
- ・安全管理や環境配慮等が十分にされていること。
- ・周辺住民の反対運動や苦情がないこと。
- ・その他必要な要件が整っていること。

イ 運搬距離 (想定)：〇〇km

ウ 土 質：ローム、シルト、砂質土、レキ質土等具体的に記入

エ 土 量：〇〇〇m³ (地山換算数量)

オ 土質条件：搬出に先立ち、関係法令、都道府県又は区市町村の条例等及び受入地の受入条件に従い、必要な土質試験を実施し、その結果を提出する。
ただし、条例等や土質試験に関する受入条件がない場合、以下の項目に該当する場合は、土壤汚染対策法施行規則に従った試験を実施し、その結果を保管する。

①環境確保条例別表 1 の工場、別表 2 の指定作業場の敷地及び跡地から発生する場合 ②トンネル、シールド工事から発生する場合 ③河川(敷)から発生する場合 ④発注者が必要と認める場合
なお、建設発生土は、コンクリート塊等の異物と完全に分別し、これらの異物を混入させないこと。

カ 搬出条件：昼夜間の別、大型車規制、台数制限、伝票の使用等

また、事前に「搬入予定民間受入地届」を、搬出完了時には、「民間受入地搬入確認報告書」、「リサイクル証明書 (建設発生土)」、民間受入地の定める「土砂伝票」(土砂搬入管理券等) 及び「搬入土量集計表」を作成し、監督員に提示し、確認を受ける。

なお、運搬距離等に変更が生じた場合の手続きは監督員の指示による。

(11) 指定処分 (C) (民間受入：単価契約工事等用の場合)

本工事から発生する建設発生土については、指定処分 (C) として再利用するものとし、以下により搬出する。

ア 関係法令又は区市町村の条例等で必要な許可等を受け、日常の管理も許可条件を遵守して行われている民間受入地に搬出すること。

また、以下の要件を満たすこと。

- ・建設資材等として有効利用するものであること。
- ・客観的に見て妥当な跡地利用計画があること。
- ・里山や谷戸等の自然環境を破壊するものでないこと。
- ・安全管理や環境配慮等が十分にされていること。
- ・周辺住民の反対運動や苦情がないこと。
- ・その他必要な要件が整っていること。

イ 土質条件：搬出に先立ち、関係法令、都道府県又は区市町村の条例等及び受入地の受入条件に従い、必要な土質試験を実施し、その結果を提出する。

なお、建設発生土は、コンクリート塊等の異物と完全に分別し、これらの異物を混入させないこと。

また、事前に「搬入予定民間受入地届」を、搬出完了時には、「民間受入地搬入確認報告書」、「リサイクル証明書（建設発生土）」、民間受入地の定める「土砂伝票」（土砂搬入管理券等）及び「搬入土量集計表」を作成し、監督員に提示し、確認を受ける。

(12) 「建設発生土搬出のお知らせ」の提出

工事を実施するに当たり、100 m³以上の建設発生土を搬出する場合には、「建設発生土搬出のお知らせ」を3部作成し、1部は自ら保管し、残りは以下のとおり提出する。

ア 1部を施工計画書に添付する。

イ 1部を受入地のある区市町村の建設発生土担当窓口へ提出する。

ただし、新海面処分場及び海面処分場へ搬出する場合は除く。

なお、「建設発生土搬出のお知らせ」の様式、提出先等については、監督員の指示による。ただし、都以外の県に所在する民間受入地に搬出する場合は、請負者は、当該民間受入地が所在する市町村に提出先を問い合わせること。

(13) 汚染土壌の処理

請負者は、本工事において汚染土壌の処理が必要となった場合は、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都）等関係法令に基づき適正に処理するとともに、「環境確保条例に基づく届出書等の作成手引き（土壌・地下水汚染対策関連）」（平成18年東京都環境局）に従って必要書類を作成し、関係部署に提出する。

(14) 異物混入の防止

- ・請負者は、建設発生土の積み込み・搬出に当たっては、コンクリート塊、木くず、金属くず等と分別し、これらの異物が混入しないよう搬出・運搬しなければならない。
- ・請負者は、建設発生土の積み込み・搬出に当たり、現場での分別状況を写真撮影し、工事記録写真長に含めて監督員に提出しなければならない。ただし、建設発生土の掘削のみの場合など異物が混入するおそれのない場合は、この限りではない。

3. 改良土等の利用

(1) 「東京都建設発生土再利用センター」の改良土を使用する場合

本工事で使用する埋戻土については、東京都建設発生土再利用センターで製造された改良土を使用する。

ア 受取先：「東京都建設発生土再利用センター」

東京都江東区青海二丁目地先 中央防波堤内側地先

イ 締固め後土量：〇〇〇m³

なお、利用手続きについては、「東京都建設発生土再利用センター利用要領」及び監督員の指示による。

(2) 「東京都建設発生土再利用センター」の普通土を使用する場合

本工事で使用する埋戻土については、東京都建設発生土再利用センターの普通土を使用する。

ア 受取先：「東京都建設発生土再利用センター」

東京都江東区青海二丁目地先 中央防波堤内側地先

イ 締固め後土量：〇〇〇m³

なお、利用手続きについては、「東京都建設発生土再利用センター利用要領」及び監督員の指示による。

(3) 「青梅建設発生土再利用事業所」の改良土を使用する場合

本工事で使用する埋戻土については、青梅建設発生土再利用事業所で製造された改良土を使用する。

ア 受取先：「青梅建設発生土再利用事業所」

東京都青梅市駒木町 2-1320

イ 締固め後土量：〇〇〇m³

なお、利用手続きについては、「青梅建設発生土再利用事業所利用要領」及び監督員の指示による。

(4) 「民間の土質改良プラント」で製造された改良土を使用する場合

本工事で使用する埋戻土については、民間土質改良プラントで製造されたものを使用する。

ア 締固め後土量：〇〇〇m³

イ 種類：〇〇〇（改良土等）

なお、これによりがたい場合は、事前に監督員と協議し、承諾を得なければならない。

4. 建設廃棄物の処理

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設泥土、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物の処理

(1) 工事情報の登録等

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）の登録対象工事であり、請負者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに COBRIS にデータの入力を行い、その都度「建設副産物情報交換システム登録証明書」を監督員に提出し、内容の確認を受ける。

また、請負者は、COBRIS に搭載されている「建設リサイクル統合データシステム」（以下「CREDAS」という。）により「再生資源利用（促進）計画書（実施書）」を作成し、監督員に提出し、内容の確認を受ける。

（問い合わせ先）

財団法人 日本建設情報総合センター（建設副産物情報センター）

所在地 〒107-8471 東京都港区赤坂 7-10-20

アカサカセブンスアヴェニュービル 2 F

電話 03-3505-0410 FAX 03-3505-8872

H P <http://www.recycle.jacic.or.jp>

E-mail recycle@jacic.or.jp

(2) 再資源化施設の選定

本工事から発生する〇〇は再資源化施設に搬出し、建設資源循環の促進に努める。搬出先は、請負者が COBRIS 等を活用し、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認した上で適切な施設を選定する。

なお、本工事では、以下の場所にある再資源化施設への搬出を想定しているが、請負者は、以下の施設以外を選定する場合には、事前に監督員の承諾を得る。

ア 搬出先：東京都〇〇区〇〇地内の再資源化施設

イ 運搬距離（想定）：約〇〇km

ウ 搬出量：約〇〇m³

エ 搬出条件：昼夜間の別等

(3) クレオソート油等を含む建設発生木材の処理

クレオソート油、CCA（クロム、銅、ひ素の化合物）及びクロルデン類（化学物質の審査及び規制に関する法律施行令（昭和 49 年政令第 202 号）第 1 条 8 号に規定する物質をいう。）が注入又は塗布された建設発生木材の処理に当たっては、当該物質が注入または塗布されていない部分と可能な限り分離、分別した上で、廃棄物処理施設での焼却処分又は管理型最終処分場での埋立処分とする。

なお、焼却を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及びダイオキシン類特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）の基準を満たす焼却炉を有する施設を選定し、適切に処理する。

6. リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認

(1) リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認

建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、請負者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、リサイクル実施状況及び適正処理状況を工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、提出する。

ア 再生資源利用実施書

請負者は「建設副産物情報交換システム」(以下「COBRIS」という。))に搭載されている「建設リサイクル統合データシステム」(以下「CREDAS」という。)に必要なデータを入力して作成する。(工事しゅん工後1年間保管)

なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。

- (ア) 土砂を搬入する工事
- (イ) 砕石を搬入する工事
- (ウ) 加熱アスファルト混合物を搬入する工事

イ 再生資源利用促進実施書

請負者は COBRIS に搭載されている CREDAS に必要なデータを入力して作成する。(工事しゅん工後1年間保管)

なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。

- (ア) 建設発生土を搬出する工事
- (イ) コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事
- (ウ) 金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出する工事

ウ リサイクル阻害要因説明書

工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざる得ない場合は、事前に監督員の承諾を得たうえで、リサイクル阻害要因説明書を2部作成し、1部を監督員に提出し、1部を自ら保管する。

なお、作成対象となる要因は、以下のとおりである。

- (ア) コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合
- (イ) 建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する、又は焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合
- (ウ) 土砂等の利用工事において購入材(新材)を使用する場合
- (エ) 砕石の利用工事において新材を使用する場合(多摩地区における再生粒度調整砕石は除く)
- (オ) アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合(D交通の表層、低騒音舗装等の再生品を使用できないものは除外する)
- (カ) 現場内で分別を行わない場合

(2) マニフェスト等の提示

ア マニフェストの提示

請負者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)に基づき、廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)を利用し、適正な運搬、処理を行う。マニフェストのうち、請負者(排出事業者)が保管すべきものについて、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。

なお、電子マニフェストを利用する場合は、(財)産業廃棄物処理振興センターから通知された処理結果を排出事業者(請負者)がプリントアウトしたものの写しを監督員に提示する。

イ 集計表の提出

請負者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出する。

ウ リサイクル伝票の提示

請負者は、建設廃棄物を搬出する場合においてマニフェストを交付する必要のない品目(再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等)については、「リサイクル伝票」(写しでもよい)を監督員に提出する。

エ リサイクル証明書の提示

請負者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合には、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書(写しでもよい)を監督員に提出する。

7. 緑のリサイクル

(1) 公共施設植栽樹木等（現場内利用する場合）

本工事に伴い発生する剪定枝葉、伐採材、伐根材については、現場内で〇〇に加工のうえ、現場内で再利用する。

(2) 公共施設植栽樹木、街路樹等（産業廃棄物として再資源化施設に搬出する場合）

本工事から発生する剪定枝葉、伐採材、伐根材については、再資源化施設に搬出し、建設資源循環の促進に努める。搬出先は、請負者が建設副産物情報交換システム（COBRIS）等を活用し、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認した上で適切な施設を選定する。

なお、本工事では、以下の場所にある再資源化施設への搬出を想定しているが、請負者は、以下の施設以外を選定する場合には、事前に監督員の承諾を得る。

ア 搬出先：東京都〇〇市〇〇地内の再資源化施設

イ 運搬距離（想定）：約〇〇km

ウ 搬出量：約〇〇m³

エ 受入条件：昼夜間の別等

(3) 公共施設植栽樹木、街路樹等

（一般廃棄物として熱回収や熱供給をしている清掃工場に搬出する場合）

本作業で発生する剪定枝葉、伐採材、伐根材については、〇〇清掃工場に搬出し、熱回収や熱供給を行うことにより、建設資源循環の促進に努める。

なお、本工事では、以下の場所にある清掃工場への搬出を想定しているが、請負者は、以下の施設以外を選定する場合には、事前に監督員の承諾を得る。

ア 搬出先：東京都〇〇市〇〇地内の清掃工場

イ 運搬距離（想定）：約〇〇km

ウ 搬出量：約〇〇m³

エ 受入条件：昼夜間の別等

(4) 公共施設植栽樹木、街路樹等（一般廃棄物として再資源化施設に搬出する場合）

本作業で発生する剪定枝葉、伐採材、伐根材については、請負者が、受入条件等を施設に確認した上で適切な施設を選定する。

なお、本工事では、以下の場所にある施設への搬出を想定しているが、請負者は、以下の施設以外を選定する場合には、事前に監督員の承諾を得る。

ア 搬出先：東京都〇〇市〇〇地内の再資源化施設

イ 運搬距離（想定）：約〇〇km

ウ 搬出量：約〇〇m³

エ 受入条件：昼夜間の別等

(5) 伐採材、伐根材（山林などから発生し、前記（1）～（4）になじまないもの）

本工事に伴い発生する伐採材、伐根材については自然還元する。